

公益社団法人 日本プロスキー教師協会

志賀高原支部規約

## 公益社団法人 日本プロスキー教師協会 志賀高原支部 規約

- 第1条 この会は、公益社団法人日本プロスキー教師協会志賀高原支部（以下支部という）といい、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下協会という）定款第3条にもとづき設置する。
- 第2条 この支部は、協会の定める事業を行なうほか、協会の目的にそい、会員の資質の向上、生活の安定、相互の親睦をはかるとともに、スキーの正しい普及を通じ、もって志賀高原地区の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 この支部は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。
- 1、協会の定める各種事業
  - 2、研究会、研修会、講習会、競技会の開催、および後援。
  - 3、志賀高原地区の発展に関する調査、研究及び将来計画のための立案、設計、助言。
  - 4、会員の相互扶助および親睦の強化。
  - 5、その他支部の目的達成のために必要な事業。
- 第4条 この支部の会員は、協会の正会員とする。
- 第5条 この支部の入会は協会の正会員が、志賀高原地区の公認スキー学校に所属した日とし、退会は志賀高原地区の公認スキー学校を離籍した日とする。
- 第6条 この支部の会費は各年度総会にて決める。
- 第7条 この支部に（1）中央、（2）南部、（3）北部、の三地区をおく。
- 第8条 この支部に次の役員をおく。
- |      |    |
|------|----|
| 支部長  | 1名 |
| 副支部長 | 1名 |
| 委員   | 6名 |
| 監事   | 2名 |
- 第9条 支部長、副支部長、監事は総会で選任し、委員は中央2名、南部1名、北部3名を選出し、総会で承認する。
- 第10条 支部長はこの支部を代表し、会務を統轄する。副支部長は支部長を補佐し支部長事故ある時は支部長代理としてその職務を行う。
- 第11条 委員は支部長、副支部長を補佐するとともに、委員会を組織し、この規約に定めるものの他、総会議決の執行およびこの支部の日常業務を処理する。
- 第12条 監事は必要に応じ、会計および会務を監査する。監事は監査結果にもとづき、総会、委員会で意見をのべるとともに必要がある時は委員会、または総会を招集することができる。
- 第13条 この支部の役員任期は2年とする。ただし重任を妨げない。任期中に欠員を生じた時は役員を補充することができる。ただし補充役員任期は、前任者の残存期間とする。
- 第14条 この支部に顧問を置くことができる。顧問は、協会および、志賀高原地区のスキー界に功労のあったもののうちから、総会の議決を得て支部長が委嘱する。
- 第15条 委員会はこの支部の執行機関であり、支部長が召集する。委員会の議長は支部長とする。
- 第16条 総会はこの支部の最高議決機関であって、毎年12月に支部長が召集する。
- 第17条 総会は次の事項を審議、決定する。
- 1、事業計画および収支予算
  - 2、事業報告および収支決算

3、役員を選出

4、規約の改廃

5、その他議決を要する事項

第18条 各級会議は支部長が必要と認めた時、または構成員の3分の1以上から書面をもって附議すべき事項を明示して請求があったときは、支部長は可能な限り速やかに招集しなければならない。

第19条 総会の議決した事項は会員に通知する。

第20条 この支部の会計年度は毎年10月1日にはじまり、翌年9月30日までとする。

第21条 この規約を改廃する時は、委任状を含め会員の3分の2以上が、出席した総会の議決を経なければならない。

第22条 この規約は、昭和59年4月3日より施行する。

付則 この規約は、一部改訂し平成8年12月26日から施行する。

ただし、第6条は平成9年12月1日から施行する。

付則 この規約は、一部改訂し平成12年12月17日から施行する。

付則 この規約は、一部改訂し平成24年12月20日から施行する。